

百年のバトンを受け継いで

「昔、差別を受けていた人々はどうなったのだろう」

かずたかさんは、何気なく開いた社会科の教科書の一行に目を止めました。

全国水平社創立大会宣言(1922年3月3日)から一世紀(=100年)が経とうとしている今、差別はなくなったのだろうか。

疑問に思ったかずたかさんは、先生に聞いてみることにしました。

「先生、1871(明治4)年に解放の法令が出されたでしょう。江戸時代に百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々に対する差別はなくなったのですか。」

先生は、にっこり笑って、逆にかずたかさんに質問しました。

「かずたかさんはどう思う。差別はなくなったと思うかい。」

「人が生まれた場所で差別されるなんておかしいから、差別はもうなくなったんじゃないかと思うんです。」

「では、どうしてなくなったんだと思うんだい。」

「それは、全国水平社の人々ががんばったから。」

「確かに、差別を受けていた人々が立ち上がって行動したことは、差別をなくす大きな力になった。しかし、それだけでは問題は解決しなかったんだ。」

「先生、実際に世の中はどう変わっていったのですか？」

「この年表を見てごらん。」

1871年	「解放令」が出る。
1922年	全国水平社創立大会宣言 「人の世に熱あれ 人間に光あれ」日本初の人権宣言
1947年	日本国憲法が施行される。(第11条 基本的人権の尊重)
1963年	全国の小中学校の教科書が無償となる。
1965年	「同和対策審議会答申」で政府が同和問題の解決を国の責任として取り組むことを発表する。
2000年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行される。

「1871(明治4)年の『解放令』で身分上は解放された後も、一部の人々が差別を受けてきたことを『同和問題』と言うんだ。この問題を国民的課題として解決に向けた取組がなされたことが分かるだろう。」

「そうか。水平社宣言の内容を全国の人々が理解していたら、この同和問題は解決したはずですね。」

「そうだな。でも、残念ながら、人を生まれた場所で差別をする人はまだいたんだ。そんな中、これまでの自分の意識を改め、多くの人々が差別をなくしたいと思って行動したことも事実なんだ。」

そこまで先生と話をしたかずたかさんは、自分の両親、祖父母はこの問題についてどう思っているのかを知りたくなりました。

「母さん、水平社宣言って知ってる？」

「聞いたことがあるわ。差別されてきた人々が、『生まれた場所で差別されるのはおかしい。自分たちはみんなと同じで平等だ！』と言って立ち上がったのよね。」

母さんは、かずたかさんの顔を確かめるようにじっと見てから答えました。

「母さんね。結婚してあなたが生まれたころに、とてもショックなことを父さんから聞かされたの。あなたのおじいちゃんが、『結婚する前に相手のことを調べておかんといけん』と言って、母さんが差別をされてきた場所の生まれでないかを調べたらしいの。」

「どうして、そんなことを調べたの。」

「おじいちゃんも、その差別のことを知っていたのでしょうね。でも、そのとき感じたいやな気持ちを正直に父さんに伝えたわ。そして、父さんと話し合っ

て決めたの。」

「その通り。」

かずたかさんは、何だかうれしくなりました。でも、・・・・・・

「おじいちゃんは今どう思っているのかなぁ。」

かずたかさんは、差別をなくすために続いてきた百年のバトンを受け継ぐのは自分たちなんだと確信し、今度おじいちゃんに会った時に聞いてみようと思いました。

【指導者用資料】

百年のバトンを受け継いで

教材の見方

1922（大正11）年に全国水平社創立大会宣言が発表されて100年近くになる。人が人を差別する世の中は、差別される者にとって不幸であり、また差別する者にとっても不幸である。先人たちは「心から人生の熱と光を願求礼讃」した。今、その思いを一人ひとりが受け継ぎ、差別のない世の中を実現するために行動しなければならないという自覚が望まれる。それは、「差別をする」か「差別をしない」かではなく、「差別をなくす」か「差別を残す」かという立場の自覚である。

児童は、社会科の歴史学習において「生まれた場所・住む場所によって差別されることがあってはならない」と行動してきた先人の足跡を確かめてきた。さらに、差別のない世の中を実現していくために、自分にできることを実行していくことの大切さに気付かせたい。また、その自覚を、共に学ぶ大勢の友達、そして家族と共有することで解決に向けた明るい展望がもてるようにしたい。

指導のねらい

同和問題を自分のこととして捉え、自他の不正や不公平を許さない姿勢をもち、力を合わせて積極的に差別や偏見をなくしていこうとする態度を育てる。

指導上の留意点

- 本教材は、小学校の最終段階として、社会科等で学習したことをもとに、差別によって起こる様々な問題を「同和問題」と表現することを伝えている。これらの問題を解決していくための学習は、今後、中学校や高校でも続けていくことを児童に伝えるとともに、校種間の連携を図ることが必要である。
- 本教材を扱う場合は、これまでの人々の努力で差別解消の方向に確実に向かっていることや、更に学習を続けていくことで解決に向かうのだという明るい展望がもてるようにすることが大切である。そのため、各学校の実情に合わせて配慮するとともに、必要に応じて、学校・家庭・地域での話合いの機会が得られるようにする。
- 児童の周りでも、差別の解消に向けて、かずたかさんのように両親と話し合ったり、自分の疑問をもとに調べてみたりして、他にも様々な人々の行動が見付けられるはずである。その一つに「身元調査お断り運動」がある。私たちが住んでいる愛媛県内でも多くの市町が取り組んでいる。この取組のように、みんなが問題を正しく理解し、解決に向けて一緒に行動することが解決につながることをおさえるようにする。
- 例えばクラスでのいじめを挙げ、いじめが起きないようにするには、何もせず放っておくのではなく、自分の言葉や行動が、誰かの心を傷つけていないかということに注意し続けることの大切さを確認したい。そして、問題に気付いた時に、きちんと向き合える仲間のつながりが必要であることもおさえたい。

教材文の「解放の法令」と「解放令」は同じ法令を意味する。